

令和5年度

相模原市立上鶴間小学校

いじめ防止基本方針



令和5年4月1日

## 相模原市立上鶴間小学校いじめ防止基本方針

### 【目指す子どもの姿】

- ・ やさしい子（心を養う）・考える子（学力を養う）
- ・ 元気な子（体力を養う）・がんばる子（生活力・忍耐力を養う）

### 【家庭・地域との連携】

- ・ PTA 保護者
- ・ 学校評議員
- ・ 安全見守り隊
- ・ 青少年健全育成協議会
- ・ 有識者
- ・ わ和輪広場等学校行事
- ・ 学校へ行こう週間

### 【校内組織】

- 【いじめ防止対策委員会】
- ※役割 学校全体の総括
  - ※構成員 校長 副校長
  - 教務主任 養護教諭
  - 児童支援専任 総括教諭
  - 児童指導担当
  - 支援教育コーディネーター
  - 青少年教育カウンセラー

### 【関係機関との連携】

- ・ 学校教育課
- ・ 青少年相談センター
- ・ 南子育て支援センター
- ・ 児童相談所
- ・ スクールサポーター
- ・ 民生委員
- ・ 児童委員
- ・ 上鶴間子どもセンター
- ・ ケース会議

### 【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加、活躍できる授業や集団づくりと教育活動全体を通じ児童の自己有用感を高められる機会の充実。
  - ・ 積極的な交換授業の実施 ・ なかよし集会 ・ 児童会活動
  - ・ ジャンピングエイト（なわとび）の取り組み ・ 学校生活の改善の取り組み
  - ・ すべての学年・学級における「居場所づくり」「絆づくり」の取り組み
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、特別の教科 道徳の指導工夫、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ・ 人権週間の取り組み
  - ・ 多様性理解教育の活動等
- (3) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ・ ホームページの活用
- (4) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

### 【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ・ 朝の健康観察の充実 ・ 休み時間の様子
- (2) 年3回のアンケート調査の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・ 教育相談（希望面談）毎月1回の実施
- (4) 児童支援専任教諭のクラス観察。

## 【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ・迅速かつ正確な事実確認と誠意を持った対応
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関（青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各警察、県警少年相談等）との連携のもとで対応する。

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調で、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

「上鶴間小学校いじめ防止基本計画」（以下「基本計画」）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第13条）に基づき、「相模原市子どものいじめに関する審議会」から意見を踏まえ、必要な内容を加筆し、平成30年2月に改訂をした。それを踏まえていじめ防止等の対策のための基本的な学校の方針改めて定めるものである。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・児童指導担当・養護教諭  
・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー・総括教諭
- 委員会の取組内容
  - ① 委員会は、校長が招集する。
  - ② 年間計画に応じて開催する。また、状況に応じて、適宜招集する。
  - ③ いじめの未然防止、早期発見の取り組みを企画する。
  - ④ いじめへの対応を迅速かつ適切に行うための対応を協議する。
  - ⑤ 重大事態については、校内緊急対応チームとして機能する。

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向わせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 4月の出会いと学級づくりに人間関係づくりの視点を入れる。
  - ② 各学期末と新学期に学級や仲間づくりを意識した指導に取り組む。
  - ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
  - ④ 話合いやソーシャルスキルトレーニングを取り入れた居場所づくり
  
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 居場所のある学級づくり
  - ② なかよし集会の実施（ペア学級との交流）
  - ③ ボランティア活動の継続的な取組（階段掃除、空き缶回収）
  
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ① 人権月間の取り組みの充実
  - ② 支援級との交流・児童理解
  - ③ 道徳の授業の充実と家庭教育への周知（学級便り・ブログによる）
  
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ① 「いじめ防止基本法」についての理解
  - ② 校内研修：いじめ防止基本方針についての共通理解と実践  
人権研修、道徳研修、情報モラル研修等  
特別の教科 道徳の指導法研究
  - ③ 毎月、児童支援検討会議を設定
  - ④ 教職員アンケート調査によるいじめ防止の取り組みの充実。
  - ⑤ 懇談会における保護者への啓発
  
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
  - ① あいさつ運動の推進
  - ② 専門家との研修会
  - ③ 学校評議員会やPTAの各種会議等で協議する機会を設ける。
  - ④ 学校・学年便り、保護者啓発プリント配付で、「いじめ防止基本法」について取り上げ周知する。
  - ⑤ 学校の考えを周知し連携を推進するために、各家庭、PTA 活動、地域の安全見守り隊、学校評議員、有識者等とのコミュニケーションを密にするとともに、啓発活動を行う。  
（諸会議の内容に議題として盛り込む。）

## 5 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ①朝の健康観察で子どもの表情をみとることを心がける。
  - ②授業時間以外の休み時間・給食・掃除など、子どもの様子を把握するように心がける。
  - ③下校時の子どもの様子を把握する。
  
- (2) 年3回の定期的なアンケート調査や月1回の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ①学期に1回アンケートを実施する。調査を元に担任は、クラスの状況を把握し、記述されたことに対して指導や相談を行う。いじめ防止委員会で報告し、共通理解を図る。
  
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ①教育相談（希望面談）や青少年教育カウンセラーの活用を呼びかける。  
青少年教育カウンセラー 毎週 木曜日 相談室直通電話 766-3075
  - ②青少年教育カウンセラーによる教室の観察、いじめ相談ポストの設置
  - ③相談窓口の周知

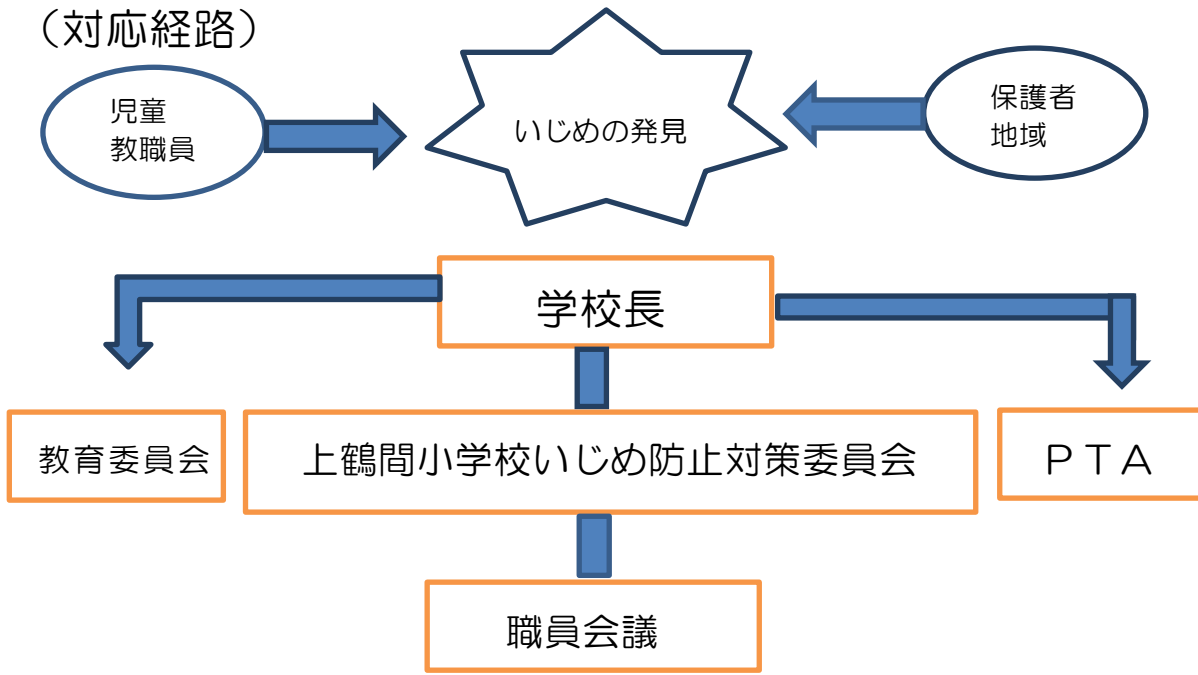
いじめ相談ダイヤル	707-7053
ヤングテレホン	755-2552
みんなの人権110番	0570-003-110
  - ④青少年相談センター 南相談室 749-2177（相談専用）
  - ⑤南区子育て支援センター 701-7700
  - ⑥24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310（文部科学省）

## 6 いじめの対処

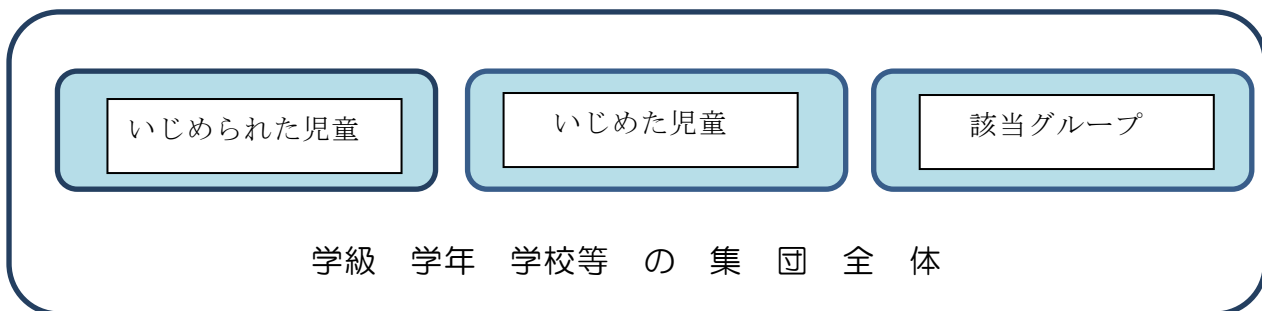
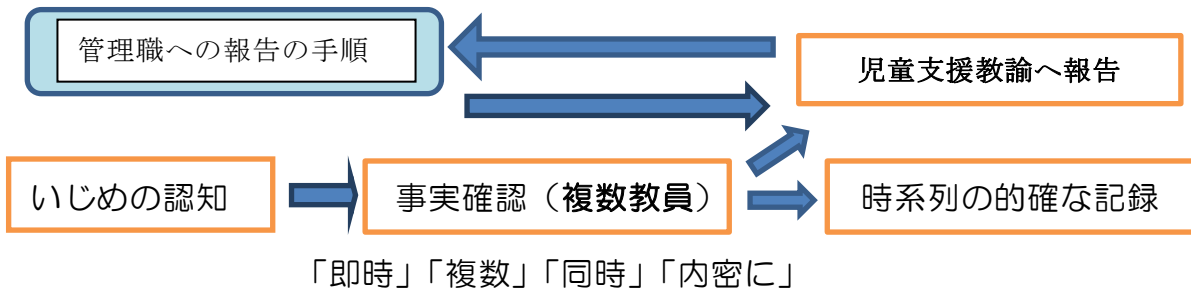
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ①迅速かつ正確に事実確認し、誠意を持って対応する。  
複数の教師で、被害者、加害者、近くにいた子ども複数の事実のすりあわせをする。  
当事者への事実確認と指導を行い、保護者への報告と謝罪をする。
  - ②事実は、時系列で、的確に記録する。
  - ③「いじめ」を認めた児童への配慮（子どもの気持ちを安心させる。罪を憎んで人を憎まずの精神で）
  - ④「いじめ」の訴えは、すぐ報告し、内容によっては「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ対応する。
  
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - ①迅速に情報の共有を図り、具体的な行動を考える。
  - ②青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各警察、県警少年相談
  - ③児童相談所、南区子育て支援センター

(対応経路)



(対応経路 報告・指導まで)



## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。  
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

### いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

#### 第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするために在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報を記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
- ※ 性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置



## 8 その他

この方針は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

以上

(資料)

いじめの【新定義】(平成 18 年度間の調査より) 文部科学省

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・(注 1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- ・(注 2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- ・(注 3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・(注 4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ・(注 5)けんか等を除く。